

裾野市深良財産区有林 J-クレジット創出等委託
事業者選定プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、裾野市森林由来 J-クレジット創出等業務の実施事業者を公募型プロポーザルで選定するにあたり必要な事項を定める。

2 業務の概要

業 務 名	裾野市深良財産区有林 J-クレジット創出等委託
業 務 内 容	裾野市深良財産区有林 J-クレジット創出等事業仕様書（以下「仕様書」という。） のとおり。ただし、契約時における仕様書については選定された事業者の企画提案内容に応じて変更することがある。
事 業 期 間	本業務を行うにあたり、受託者（プロポーザルにより選定された事業者）との間に基本協定を締結する。本業務は長期的な枠組み（基本協定）のもと、年度ごとに評価・契約を行う方式とする。 契約期間：契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日（水） なお、受託者とクレジット発行支援及び販売支援について、優先的に協議するものとする。 ※プロジェクト認証期間については、裾野市深良財産区との協議により、8 年または 16 年に決定する。
契 約 形 態	本業務の全体を通じた「基本協定」を締結する。個別の業務遂行および費用支払いは、毎年度の市予算の範囲内において「個別業務委託契約」を締結する。 なお、本プロポーザルによる選定は、長期的なパートナーの選定を目的とするものであり、将来にわたる契約を確約するものではない。毎年度の契約は予算成立を条件とする。
契 約 限 度 額	プロジェクト登録支援に係る契約限度額は 6, 0 5 0, 0 0 0 円（税込）とする。なお、クレジット発行支援及びクレジット販売支援については、受託者の提案によりクレジット登録後に別途協議とする。
プロジェクト実施者	プロジェクト実施者は裾野市深良財産区、プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者及び J-クレジット保有者は裾野市とする。なお、クレジット創出等に係る事務全般については、裾野市とやり取りをすることとする（裾野市深良財産区と協議済）。

3 参加資格要件

本業務に参加できる者は、以下の要件を全て満たすものとする。（グループで参加する場合、

(8)～(9)については、参加者のいずれかが要件を満たしていればよいこととする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始、民事再生法に基づく再生手続開始または破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

(5) 本業務委託の公告日から契約締結日までの間において、本市の指名停止等の措置を受けていない者であること。

(6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

(8) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注した森林由来のJ-クレジットを含む創出や活用に関する支援業務で、当該業務の入札告示日までの間に履行が完了した実績を有していること。

(9) J-クレジット制度を熟知するとともに、プロジェクト登録申請事務、クレジット発行事務、クレジット販売事務等の経験を有する者を配置していること。

4 スケジュール

(1) 公募開始日 令和8年5月29日（金）

(2) 質問受付期限 令和8年6月5日（金） 17時まで

(3) 参加表明書提出期限 令和8年6月17日（水） 17時まで

(4) 参加資格審査通知（5の（4）参照） 令和8年6月22日（月）

(5) 企画提案書提出期限 令和8年7月1日（水） 17時まで

(6) プレゼンテーション（予定日） 令和8年7月8日（水）

(7) 結果公表 令和8年7月15日（水）

5 応募手続き等

(1) 応募に必要な書類の配布

応募に必要な書類については、次のいずれかにより入手すること

① 裾野市公式ホームページからダウンロード

② 裾野市農林政策課の窓口での受け取り

(2) 応募に係る質問

本実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、質問書（様式第5号）により電子メールにて提出すること。

受付期限 令和8年6月5日（金） 17時まで

提出先「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に記載されたメールアドレスに、提出すること。

回答 質問受付後、3日以内（土日祝除く）に、軽微なものを除き、参加者全員にメール等で回答を行う。

（3）参加手続き

本業務への参加を希望する者は、次の書類を提出すること（グループで参加する場合、3～6については参加者全員が提出すること、各1部）。

1 参加表明書（様式第1号）

2 運営体構成図（様式第2号）

3 法人登記簿の謄本（発行後3か月以内のもの、コピー可）

4 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（発行後3か月以内のもの、コピー可）

5 事業者概要（様式第3号）

6 業務実績調書（様式第4号）

提出期限 令和8年6月17日（水） 17時まで

提出先「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に持参、宅配便、簡易書留郵便のいずれかの方法で提出すること。

（4）参加資格審査結果の通知

- ・参加資格を全て満たした参加者が5者以上の場合は、参加表明書類の審査を行い、審査基準に基づき評価した評価点の高いものから概ね4者を選定する。

- ・一次審査の結果は、全ての参加者へ電子メールで通知する。

- ・一次審査は非公開とし、審査の結果は公表しないものとする。

- ・一次審査の選定理由、結果の問い合わせ及び異議申立てについては一切応じないものとする。

- ・参加資格を全て満たした参加表明が4者以下の場合は、一次審査での選定は行わないものとする。

（5）企画提案書等の提出

参加表明書を提出した者は、「6 企画提案書の作成及び留意事項」を熟読の上、企画提案書等を提出すること。

6 企画提案書の作成及び留意事項

（1）企画提案書の規定

① A4版縦とし、横書き、左綴じを標準とする。やむを得ずA4版横とする場合は、横書き、上綴じとすること。「提案書記載内容（任意様式）」の項数は10ページ以内で簡潔にまとめること。（A3版による折込項の挿入は可とするが2ページとして換算する。白黒・カラーどちらでも可。ただし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。）

② 企画提案書は目次を付し、適宜ページ番号を記入すること。

(2) 企画提案書

企画提案書は、以下の記載事項について簡潔に記載するものとする。

① 企画提案書表紙（様式第6号）

② 業務実施体制（様式第7号）

③ 提案書記載内容（任意様式）

提案書には下記項目について記載すること

業務の実施方針	必須	本業務を実施する上での基本的な考え方を示すこと。
業務の工程	必須	プロジェクト登録からクレジット販売までに必要な事務処理及び各支援内容の工程を示すこと。
提案事項	必須	裾野市深良財産区有林が持つ公益的機能を検証し、確実にクレジットの認証を受け、具体的な販売方法や販売手数料を提案すること。 (契約形態、認証対象期間も提案内容に含めることとし、それぞれを提案することによるメリット・デメリットについても記載すること。)
その他提案事項	任意	本業務を実施する上で、本市に有益な内容を提案すること。
業務の収支	必須	本業務を実施する上で生じる収支について示すこと。 プロジェクト認証対象期間の8年と16年の2通りで、販売(購入)するところまで見込むこと。

(3) 提出部数

企画提案書については、表紙、目次、①～④を一括りとして、9部提出すること。また、提出書類をPDF化した電子データも併せて提出すること。

(4) 提出期限

令和8年7月1日（水） 17時まで（必着）

(5) 提出方法

持参、宅配便、簡易書留郵便のいずれかとする。

(6) 提出先

「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで

(7) 留意事項

企画提案書等を受理した後の加筆・修正等は原則認めない。

7 受注者の選定

参加者による企画提案書の内容や経費等についてのプレゼンテーションの後、その内容を審査する選定委員会を開催する。各審査委員の審査点数の合計点が最も高く、かつ総合配点

の50%以上であるものを優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。ただし、最も高い評価点を獲得した提案者が2以上ある場合は、審査委員長の審査点数（審査委員長が不在となるときは審査副委員長の審査点）が高い者を優先交渉権者とする。

（1）選定基準

裾野市森林由来 J-クレジット創出事業支援業務事業者選定プロポーザル審査要領により、総合的な評価を行うものとする。

（2）プレゼンテーションの概要

プレゼンテーション審査は次のとおり実施予定である。日時：令和8年7月8日（水）

場所：裾野市役所

詳細な日時及び場所については、決定後文書にて通知する。所要時間：30分（説明15分、質疑15分）

プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

（3）プレゼンテーションの留意事項

① 出席者数は3名以内とし、実際に本業務に関わる者を最低1名含めること。（グループで参加する場合は、各参加者から実際に本業務に係る者が1名出席すること。）

② 提出された企画提案書以外の追加資料の提出は認めない。ただし、パワーポイントなどで説明用の資料を作成することは認める。

③ プロジェクター及びビスクリーンは本市で準備する。その他、プレゼンテーションを実施するにあたり必要な機器は、各提案者で用意すること。

（4）結果公表

選定委員会終了後、優先交渉権者を市ホームページで公表する。

8 優先交渉権と契約

（1）優先交渉権者に選定された者は速やかに本市と業務実施に関する基本的事項等について協議し、協議が整い次第、契約締結の手続きを行う。契約締結をもって、優先交渉権者を業務実施者として決定することとするが、契約が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

（2）選定された事業者は、次年度以降の個別業務委託契約において優先交渉権を有する。

（3）市は、各年度終了時に業務の履行状況、クレジット創出効果等を評価し、その結果に基づき翌年度の契約締結の可否を決定する。

（4）評価が市の定める基準を下回った場合、または予算の不成立、制度変更等により事業継続が困難な場合、市は契約を更新しないことができる。

9 その他留意事項

（1）企画提案書等の作成に係る一切の費用については、応募者の負担とする。

（2）定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠

席した場合、または辞退の申し出があった場合は、本プロポーザルに参加する資格を失うものとする。自己都合により参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

（３）提出された企画提案書等は返却しないものとする。

（４）選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査に関する異議申し立ては一切応じないものとする。

（５）本業務に係る情報公開請求があった場合は、提案者と公開範囲を協議により定めた上で裾野市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。

10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒410-1192 静岡県裾野市佐野1059 裾野市地域経済部農林政策課

TEL 055-995-1824

FAX 055-995-1864

メール nourin@city.susono.shizuoka.jp